

広域連合だより

発行 後志広域連合 総務課
〒044-8588 虹田郡倶知安町北1条東2丁目
TEL 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466
メール soumu@shiribeshi-kouiki.jp
ホームページ <http://www.shiribeshi-kouiki.jp/>

第39号 令和5年12月

後志広域連合は、平成19年4月に発足し、管内16町村で構成されています。業務は、税の滞納整理、国民健康保険、介護保険、広域化の調査研究事務を行っております。「広域連合だより」は、当広域連合が行う事業内容を皆さんに知っていただくために発行しています。

令和5年第2回後志広域連合議会臨時会が開催されました

令和5年8月25日、倶知安町ホテル第一会館において、令和5年第2回後志広域連合議会臨時会が開催されました。

議案は、令和5年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算1件について審議され、原案のとおり可決されました。

◇ 審議された議案と結果

議案	結果
議案第1号 令和5年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決

令和5年度後志広域連合議会議員視察研修について

◇ 大雪地区広域連合（東川町）で議員視察研修を行いました

令和5年10月26日、後志広域連合議会議員10名が上川管内、東川町にある大雪地区広域連合を視察しました。

今回の研修では、後志広域連合議会としての広域行政の推進に役立つことを目的として、大雪地区広域連合から組織・運営や事業内容等について説明を受け、今後の広域行政の一層の推進に役立てます。

また、その後は、小学校の旧校舎を改修し、公立の日本語学校を併設した複合交流施設「せんとぴゅあ」を見学しました。



このページに関するお問い合わせ： 総務課 TEL 0136-55-8010

「滞納の無い地域を目指して～税務課からのお知らせ～

◇ 滞納の減少、ゼロに向けた取り組み

当連合では、「町村職員特別研修会」を年2回実施しています。

研修会は、「特定非営利活動法人ローカルガバメント・ネットワーク（NPO法人LG-Net）」から派遣された講師に講義をしてもらう等、税の徴収だけではなく、自治体が管理する債権全般の滞納徴収に関する知識やテクニックを学び、管内町村職員の徴収力向上を目的としています。

それにより、既に納税されている方との不公平がない様、滞納整理が促進されるよう努めています。

研修会の様子



◇ 納期限を守って納税しましょう！！

税金は各期に納期限が定められていますが、期限内に納税されないと「延滞金」が発生する場合があります。

延滞金は期限内に納税していれば発生することの無い、言わば「無駄な出費」です。

また、延滞金は税金に付随して発生するので、税金同様に納付義務があり、納付が無い場合は「滞納処分の対象」にもなります。（延滞金に延滞金がかかることはありません。）

無駄な延滞金を納めないためにも納期内納税をお願いします。

通常の納付が厳しい状況の方は、納税を後回し・放置したりせずに、各自治体の税務担当課に分納等の相談をするようにしてください。（分納中でも延滞金が発生する場合があります。）

自動車の差押 (タイヤロック装着時の様子)



国民健康保険課からのお知らせ

◇ セルフメディケーションと医薬品の管理について

① 自分自身を大切に：セルフメディケーションとは？

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」を意味します。

健診結果で体調を把握することや、普段から適度な運動と栄養バランスのよい食事、十分な睡眠時間を確保し、元から備わっている自然治癒力を高めることが大切です。

OTC医薬品（市販薬）の普及により、軽度の不調であれば自分で手当てすることが可能となり、セルフメディケーションに役立てるすることができます。

② 薬剤の数、種類は適正に：ポリファーマシーとは？

ポリファーマシーとは、「必要以上の薬剤が投与されている、または不必要的薬剤が処方されていることで、薬物の有害リスクの増加や誤った方法での服用（服薬過誤）などの問題を引き起こす可能性がある状態」を指します。

受診する医療機関が複数になることで薬が増えることが主な原因となります。

③ ポリファーマシーの解決方法：お薬手帳は1冊ですか？

ポリファーマシーの解決方法として、薬剤の管理を行える「お薬手帳」があります。

解決するためには、処方される薬の数や種類を減らせばよいという訳ではありません。

急に服薬を止めると症状が悪化する場合がありますので、医師や薬剤師に情報を共有することが重要です。

「お薬手帳」を1冊にまとめ、受診する際に必ず持参しましょう。

◇ 医療費通知を送付しています

医療費通知は、確定申告の医療費控除の添付資料としても使用可能です。

送付月は下記のとおりですが、12月診療分は確定申告の期限に間に合いませんので、ご自身で領収書を用意してください。

【送付月】

6月（1～3月診療分）・9月（4～6月診療分）・12月（7～9月診療分）
2月（10～11月診療分）・3月（12月診療分）

※再発行はできませんので、ご注意ください。



◇ 整骨院・接骨院への受診に係る照会にご協力ください

医療費適正化の一環として、国民健康保険で整骨院・接骨院を受診された方に、受診内容の照会をする場合があります。

照会文書が届いた方は回答のご協力をお願いします。

介護保険課からのお知らせ～

◇ 介護保険料を納め忘れていませんか？

介護保険料は「年金からの天引き」ができなくなることがあります。
その場合は、「納付書（納付通知書）」が送付されます。
「納付書」は、銀行などの窓口で直接、保険料をお支払いするものですので、お手元に届いたときは、納期限までに忘れず納付ください。

◇ 納付忘れにならないために

口座振替をおすすめします。



年金天引きができなくなった場合でも、一度手続きをしておけば、毎年自動的に継続されるので、納め忘れの心配ありません。

口座振替の手続きは、指定の金融機関窓口で申し込むことができます。

ご不明な点がありましたら、介護保険課
TEL 0136-55-8013までご連絡ください。



◇ 令和5年度第1回広域介護連携推進研修会を開催しました

令和5年8月28日、俱知安町役場を会場に、令和5年度第1回広域介護連携推進研修会を開催しました。

今回の研修会では、介護予防・地域支援事業の推進を目的として、「住民主体の介護予防を考える」をテーマに、講師に池田町福祉課長の鈴木聰氏、同町社会福祉協議会事務局長の佐藤智彦氏を招き、池田町の事例をもとに「住民主体の介護予防の取組について」の講演や参加者によるグループディスカッションなどを行いました。



当日は、後志広域連合内16町村の介護保険担当職員および地域包括支援センター職員、その他関係する職員など約40名の参加があり、グループディスカッションでは、お互いの町村の事業などの情報交換や住民主体の取組などについて多くのことを語れる機会となり、研修会終了後も熱心に会話される姿も見られました。